

別記

抗議文

東京府下大崎町三三  
合資会社 岸田鐵工所  
代表社員 岸田昌太郎

岸田合資会社要求は、違背何者か人間並に喰ひて行くための最小限の要求で  
あり共に此商場の要求と認め

斯かる立場から我々黒川合資会社は即時合要求を承認せしむれん事を買主に要

す。買下り故意なき場合林次々岸田合資会社の要求貫徹を身も以つて又格し失くさ  
て最後まで戦ふことを宣告する

黒川合資会社代表の右を以て抗議す  
一九三三年三月廿日

岸田昌太郎 敬

黒川工場合資会社代表

労働第一二五八号

昭和六年三月廿八日 岸田鐵工所 九山 龍吉

内務大臣 安達謙蔵 殿

社会局長 吉田 殿

大阪警備 部長 和事 殿

岸田鐵工所 代表 岸田昌太郎 謹言 (一頁三行)

要旨 (岸田鐵工所代表 岸田昌太郎 謹言) 岸田鐵工所は、労働者と共に働くための最小限の要求を提出し、買主はこれを認めず、労働者を苦しめ、労働者の生活を破壊し、労働者の生命を脅かす。労働者は、労働者の権利を守るために、労働者の要求を貫徹するまで戦うことを宣告する。

岸田鐵工所 代表 岸田昌太郎 謹言